

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会
持続可能な電力システム構築小委員会（第10回会合）

日時 令和3年4月23日（金）10：00～12：00

場所 オンライン会議

1. 開会

○下村室長

それでは、定刻となりましたので、ただ今より総合資源エネルギー調査会基本政策分科会持続可能な電力システム構築小委員会の第10回会合を開催いたします。

委員およびオブザーバーの皆さま方におかれましては、本日はご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

現在の状況に鑑み、本日の委員会につきましても、前回同様、オンラインでの開催とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、山地委員長に以後の議事進行をお願いいたします。

2. 議事

持続可能な電力システム構築に向けた詳細設計

○山地委員長

委員長の山地です。

それでは、構築小委第10回の会合を始めます。

前回、アグリゲーター制度、配電事業制度、特定区域供給制度、平時の電力データ活用、電力投資の確保、こういった事項について各論点のご議論をいただき、制度の在り方など、委員の皆さまから、たくさん有意義なご意見をいただきました。

本日も、残りの論点とか、あるいは関連する制度の関係で新たに検討すべき論点について、引き続き活発な議論をいただきたいと思います。制度の詳細設計に関わるものでテクニカルな内容が多いのですが、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、事務局から、本日の資料の確認をお願いいたします。

○下村室長

本日の委員会は、現在の状況を鑑み、インターネット中継で傍聴をいただくこととしてございます。インターネットでご覧の皆さまは、経済産業省ホームページにアップロードしてございますファイルをご覧ください。

本日の配布資料は、配布資料一覧、議事次第、委員名簿に続きまして、資料1として、配電事業制度の設計、資料2として、指定区域供給制度の設計、資料3として、電気計量制度

の合理化、資料4として、平時の電力データ活用、それから参考資料1といたしまして、特定計量制度に係る基準案およびガイドライン案の検討結果の御報告、参考資料2として、本日も欠席の小野委員からのご意見、提出をいただいております。以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございます。それでは早速、議事に入りたいと思います。

本日は、今、説明があったように、事務局資料4種類ございますけれども、まず資料の1、これについてご議論いただいて、その後、資料の2から資料4まで、これを説明いただいて、また議論という形の2部構成でいきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ということで、まずは事務局から資料1についてご説明をお願いいたします。

○下村室長

それでは、資料の1をご用意いただければと思います。配電事業制度の詳細設計でございます。

2ページが目次でございます。少しこの資料も、委員長からお話があったとおり、詳細設計ということでテクニカルな議論も多くなってきてございますけれども、こちらの内容は、強靱（きょうじん）化、それから持続可能な電力システムを作るということで、強靱ネットワーク形成、電力システムの分散化と、これはレジリエンスの向上、それから再生可能エネルギーの大量導入と、いずれの観点からも大変重要だと思っております。詳細設計を進める上でも、こうした大きな目的というところを忘れることのないよう、私ども事務局としても、しっかり意識をしまいたいと思います。

その上で、各論のご説明をさせていただきます。3ページをご覧くださいませ。こちらは論点の全体像ということで、いつもお示ししてございますけれども、本日は、その骨格となるおおむねの論点についてご審議いただければと考えてございます。

まず、全体のイメージをつかんでいただくために、6ページをご覧くださいませ。配電事業の開始までの大まかなフローを示したものでございます。配電事業を営もうとする者は、国に対して、まずは参入の許可の申請をいただくこととなります。ここで、国としては、事業者の適格性や経理的基礎、あるいは技術的能力、さらには計画の確実性等を確認して、問題がなければ許可を行うといったこととなります。

そして、その後、配電事業者は電気事業者これで晴れてなりますので、そこで詳細な設備の情報、あるいは需要家情報なども入手をいたしまして、具体的な設計をしていくこととなります。ここで、一般送配電事業者から設備を借り受け、ないし譲渡を受けて参入する場合には、引き継ぎ計画を一般送配電事業者と共同して作っていただくこととなります。ここでは、引き継ぎの仕方およびその設備のリース料なども、この計画の中でご記載いただくといったことを想定しております。

なお、配電事業者は、こうした設備のリース等を受けて参入するといったことの他に、自ら系統を整備して参入をするといった形態も排除されてございませんので、ここでは白地参入といった類型で整理をさせていただきます。この場合には、引き継ぎ計画はないという

ことが留意事項でございます。

そして、この引き継ぎ計画の中では、譲渡ないしリース設備の引き継ぎに係る事項、それからその借りたものの維持・運用の事項、さらには撤退時の運用の適切性などを確認していくといったことが想定されてございます。

それで、一番右側、緑色のところに行っていただきますと、設備のリース料などの詳細が決まってまいりますと、配電事業者としての託送料金、託送条件を決めることができるようになります。従って、それに基づいて託送供給約款を作っていただきまして、国に届け出ていただくと。この託送料金が適切でない場合などについては、国の変更命令の対象になるといった形で、需要家保護を含めた適切性といったものを担保していくと、このような3段階の構成になっているということを確認させていただければと思います。

続いて、7ページをご覧くださいいただければと思います。最初の参入の許可のところでございますけれども、ここは入り口の事前の規制となります。この中では、事業が確実に実施していただけるかどうか等を総合的に審査していくことが必要になります。一方で、この時点ではまだ引き継ぎ計画だったり託送約款だったりというものはない状態になりますので、ここで審査できる事項といったものは、その見込み、ここでは引き継ぎ計画の要旨ですとか託送約款の記載方針などということが書いてございますけれども、こうしたものをご提出いただいて、全体としての事業の確実性というものを、その時点で審査のできる形で審査をしていくといったことを考えてございます。

その上で、引き継ぎ計画の段になってまいりますと、引き継ぎ計画の中でも3段階あると考えてございます。こちらの図をご覧くださいいただければと思いますけれども、まず事業を実施する前に当たっての一般送配電事業者から配電事業者への適切な引き継ぎが行えるかどうかといった内容。それから、事業期間中に当該設備を適切に維持・運用していただけるかどうかといった内容。さらには、万が一撤退をするといった場合にも、きちんと一般送配電事業者等に返していただくといったことの適切性の内容と、こういう形で、引き継ぎ計画については、事業の実施前、実施中、実施後に至るところまで、ずっとこの計画において国は配電事業者の監督をしていくといったことを想定してございます。その上で、託送約款については、事業期間中の託送料金など、これを、適切性を見ていくと、こういった流れで考えてございます。

こうした事業フローを前提といたしまして、10ページでございます。とりわけ配電事業を営もうとご検討いただいている方、既にいろんな事業者がこの事業に関心を持っていただいているところがございますけれども、現時点ではまだ電気事業者ではございません。このため、細かな一般送配電事業者の設備情報等について、なかなか入手がしがたいといった課題がございます。ここは、電気事業者でない者に対してそうした情報を提供してよいのかどうかというところの難しい論点になってくるわけでありまして、そこでこの①、②のような形で情報が提供されるといったことの整理をしてはどうかということでございます。

まず①でございますけれども、この参入に当たって、その参入の助けとなるようなガイドラインを作りますといったことをこれまでもご議論いただいておりますけれども、こうしたものの中で、配電事業の参入許可申請等に必要な情報については、必要な秘密保持契約等を締結した上で、一般送配電事業者から、例えば参入予定エリアの総需要であったりですとか時間帯別の需要などの統計情報、あるいは設備の譲渡料・貸与料、あるいは必要な事務の委託料などの見込み金額と、その他競争関係を阻害しない情報であって配電事業の検討に必要な情報などについては、一般送配電事業者から配電事業者に提供をされるといった形の整理をしてはどうかと。その上で、参入許可を受けますと電気事業者になりますので、より詳細な情報が入手できると、こういうフローで考えてはどうかと。

なお、②番でございますけれども、既に系統情報ガイドラインというものがございます。これは、もっぱら発電事業を行おうとする者、こうした事業者も系統情報は当然必要なわけでございます。こうした事業者を念頭に、系統情報は、配電区分においては、その求め応じて、一般送配電事業者から開示が行われるといった情報を整理してございます。こうした情報につきましても、配電事業を営もうとする者も同様に情報提供を受けられるといったことを整理していくことが必要ではないかと考えてございます。系統情報ガイドラインの概要は、11 ページに記載のとおりでございます。

以上のその全体の大きなフローを前提に、15 ページ以降からが参入許可基準の詳細設計の論点でございます。

17 ページでございます。復習でございますけれども、配電事業者の義務、これは、法体系は一般送配電事業者の規制体系に倣った体系となっております。このため、事業規制といたしましては大臣の許可制となっております。配電事業者には託送供給義務であるとか電圧周波数維持義務といった義務が課せられると、こういう法体系になってございます。この関連条文をその後の参考資料で21 ページまで付けてございます。

22 ページをご覧いただければと思います。では、参入許可の審査基準をどう作っていくのかということでございますけれども、基本的には、1 ポツでございますけれども、そうした独占的にネットワークを運用する主体であることは、配電事業者も一般送配電事業者も変わりません。このため、基本的には一般送配電事業者の参入許可の審査基準に倣うこととしてはどうかと考えてございます。

その上で2 ポツ、中間取りまとめでは、特に配電事業者の新規参入に当たりましては、配電事業者から個々の需要家に対して、配電網の担い手が変わることについての通知が行われること、あるいは自治体等の関係者への事前説明、これらは丁寧に行われるべきといった形で、取りまとめをいただいております。こうした内容は大変重要であると考えてございます。

このため、この配電事業の計画が確実であることの内容については、通常的一般送配電事業者の基準に加えまして、①番、自治体や需要家等への事前説明会や通知等が十分になされており、参入許可後、事業開始までに、改めて重要な説明等がなされると認められること、

これは後でまた少し詳しくご説明します。

その上で、②番、万が一のことに備えまして、一般送配電事業者との間で、撤退時に備えた取り決めがなされることも審査の対象としてはどうかと。

それから、最初は配電事業者は多くの業務を一般送配電事業者に委託をする形で参入することも想定されるわけでございますけれども、将来的には自ら託送供給業務等を果たすといった事業者に成長していただくということも期待されるところでございます。このため、こうして事業を開始する場合にあっても、将来的には自ら技術的能力を獲得していく見通しを計画書に記載していただくこととしたらどうかと。

また、配電事業者は、F I Tの賦課金等の回収ということ、これをもってG I Oへの納付なども必要になってまいりますので、こうした費用を適切に支払っていただけることの見通しについても、併せて審査をしていくこととしてはどうかと考えてございます。

24 ページをご覧くださいと思います。特に、需要家説明の部分でございます。この点、需要家に対して丁寧な説明が必要であることは言うまでもないことでございます。一方で、参入の許可の前の時点では、配電事業者が一般送配電事業者から入手できる情報に制限があることも事実でございます。このため、参入の許可に当たっては、その時点で入手できる情報に基づいての事前説明、あるいは通知がなされていること、つまり一度、許可の前に、ちゃんとそういう説明をしていただいていることということに加えて、詳細情報入手後に、改めて供給条件や託送料金等の具体的な内容を含む説明の計画がきちんと立てられていることと、この2点を許可に当たって見ていくこととしてはどうかと考えてございます。なお、その履行については、引き継ぎ計画の中でしっかり実施がなされるということに記載していただくということで、万が一にもその許可後の需要家への説明がなされないといったことがある場合には、引き継ぎ計画の承認ができないといった形で、その実効性を担保していただくかどうかと考えてございます。

25 ページ、少し細かいですが、今回は、白地参入の場合は引き継ぎ計画はないわけでございますけれども、白地の場合は需要家もないと考えられますので、ここは自治体等の連携体制がきちんと体制が組まれていることということで、その体制説明書をご提出いただくことで、内容確認をしていただくかどうかと考えてございます。

26 ページ、撤退時に備えた取り決めでございます。この点につきましては、以前のこちらの小委員会におきましても、委員からも指摘のあったところでございます。配電事業者は、引き継ぎ参入をする場合にあっては、この引き継ぎ計画の中で、撤退時に備えた取り決めを記載していただくことを想定してございます。白地参入の場合には、その引き継ぎ計画はございませんが、いずれにあっても、撤退時に適正に一般送配電事業者へに設備、あるいは業務が引き継がれることが重要でございます。このため、参入の許可の申請時に、撤退時の取り決めといったものをご確認していくということとしてはどうかと考えてございます。

28 ページが、こうしたことを踏まえた申請書類として、以下のようなものが想定されると考えてございます。詳細は割愛させていただきます。以上が参入の許可基準に係る論点で

ございます。

続いて、31 ページをご覧ください。続いて、引き継ぎ計画の承認基準で
ございます。

33 ページでございます。以上の議論も踏まえまして、引き継ぎ計画については、まず電
気事業法上は、託送供給等の業務の適正かつ円滑な引き継ぎを確保するために十分なもの
と認めるときにこれを承認するということとされてございます。従いまして、基本的には、
こちらは安定供給の確保がきちんとなされるかどうかという論点、それから中間取りまと
めでもおまとめいただきましたクリームスキミングが適切に防止されるかどうかといった
観点などについて、この引き継ぎ計画の中で見ていくこととしてはどうかと。具体的には、
安定供給の確保としましては、託送供給等の業務の引き継ぎが適正であること、自治体等へ
の説明会が適正に実施されていること、それから設備の維持・運用、保安の確保のための業
務の引き継ぎが適正であること、さらには災害時等における自治体等の関係者との連携に
行われていることと、さらには撤退時の引き継ぎが適正に行われる見込みがあることと、お
よびクリームスキミングの防止の観点にありましては、譲渡・貸与価格が適正に設定されて
いることと、こうした視点で見ていってはどうかということでございます。

35 ページをご覧ください。引き継ぎ計画は、業務実施中にわたって効力
を有するというご説明させていただきました。この中には、設備のリース料なども記
載されるわけでございます。それに基づいて配電託送約款というものを作成されるわけ
でございますけれども、他方で、この周辺の一般送配電事業者においては、レベニューキャ
ップ制度の下で、その託送料金は、5年に1度、洗い替えが行われることとなります。そう
いたしますと、それに応じて、そのリース料だったり、あるいは配電託送料金といったもの
の変更も必要になると考えられる場合も想定されるわけでありまして、そうした適正
に本来であれば変更すべきであるにもかかわらず、引き継ぎ計画が、あるいはリース料が
変更されないということであると、事業の適正な遂行に問題が出てまいりますので、こうした
場合、すなわち一般送配電事業者が託送料金等に照らして適正ではないと認められるよ
うな場合には、引き継ぎ計画の変更命令の対象になると、このように関連をして、承認変更
命令基準を作成していってどうかと考えてございます。

36 ページでございます。引き継ぎ計画に記載すべき事項について、一度ご審議いた
されましたけれども、今のような基準を念頭に置きますと、この赤字で書いてあるよ
うなものも含めてご記載いただくことが適切ではないかと考えてございます。こちらは省略
させていただきます。

37 ページをご覧ください。こちらは、そのリース料についての考え方に関しまして、電
力・ガス取引監視等委員会の料金制度専門会合でご審議をいただいた内容のご紹介でご
ございます。クリームスキミングの防止の観点から、リース料は、同じ設備であっても、す
ごく収入が大きい都市部のようなところと、それから収入が少ない山間地では、その設
備の価値というのは異なってきますということをこの小委員会でもご審議をいただきま
して、そ

の託送料金の期待収入から設備の維持費用を引いたもの、このA－Bといった額を基礎として貸与価格を算定することが適切ではないかといったことで、ご審議いただきました。すなわち、同じ設備であっても、収入が大きく見込めるところのリース料は高いけれども、他方で、収入が見込み難い、場合によってはBよりも小さい収入しか見込めないうところにあつては、マイナスのリース料といったことも合理的に考えられると、こういう方向性でございます。事業の開始前にあつては、これらのデータは必ずしも明確ではないわけでございますけれども、この矢印のところのAとBというので書かれてございますが、例えば過去実績などに照らせば、ある程度、正確な算定ができるのではないかと。また、これらの協議に際して、配電事業者と、それから一般送配電事業者の間でうまく調整がつかないといった場合には、電力監視委員会のあっせん・仲裁の仕組み等の活用といったことも示唆されているといったことをご紹介させていただきます。以上が引き継ぎ計画の承認基準に関する論点でございます。

続いて、40 ページが、託送約款の料金算定に係る論点でございます。

41 スライド目でございます。こちらと同じでありまして、基本的には、一般送配電事業の託送供給約款の変更命令基準といったものに倣うということが基本ではないかと考えてございます。

その上で、43 ページをご覧くださいと思います。その中でも、配電事業者の託送料金が適正な水準であることとこの判断基準につきましては、こちらで電取の専門会合でご審議がなされてございます。こちらは下のボツに書いてございますけれども、それが適正でない判断する基準といたしまして、一般送配電事業者の託送料金と比べて、配電事業者の託送料金の水準がプラスマイナス5%以内であることといった基準が示されてございます。高過ぎても適切でない、低過ぎても適切ではないと考えられるのではないかとこのことでございます。これが、ただし、注2にもありますけれども、季節別、あるいは時間帯別に全てプラマイ5%となっている必要はなく、年間での平均単価という考え方が示されてございますので、その範囲内で創意工夫をもって設定をいただくということが考えられるところでございます。以上が託送約款についての論点でございます。

続いて、45 ページ以降が、撤退時に備えた各種基準でございます。こちらは、この小委員会でも、必要性についてご指摘をいただいたところでございます。

47 ページをご覧くださいと思います。配電事業者が配電事業から徹底する場合の類型といたしまして、大きく2つあると考えてございます。1つは、休廃止によって事業が一般送配電事業者に移る場合。(2)番、配電事業者が他の配電事業者に事業を承継する場合と、この2つが考えられるというところでございます。

(1)番のほうにつきましては、配電事業の休廃止等に当たる許可が必要になりますので、この許可基準によって適切な撤退といったものを担保していくといったことの想定をしております。

それから、(2)番にあつては、その事業が配電事業者Bのほうに承継されますと、Bの

ほうでは、供給区域の増加、あるいは配電事業への新規参入といったものが必要になってまいりますので、その許可基準をもって、適切な承継といったものを担保していくといったことを考えています。これが基本的な考え方となります。

48 ページをご覧ください。まず、一番典型的に考えられるであろう一般送配電事業者に事業が移転される場合ということでございます。こちらについては、先ほど許可基準、それから引き継ぎ計画の中でも、撤退時の取り決めといったものを記載していくといったことをご説明させていただきましたので、まずはそのあらかじめ定めた計画に照らして、適切に撤退の実施がなされるかどうかといったこと、この点をその撤退時の許可の際に審査をしていくといったことを考えてございます。

それから、51 ページ以降に、今度は配電事業者から配電事業者への譲渡といったことも記載してございますけれども、基本的には今ご説明したものの準用でございます。ただ、この際、1 点だけ論点としてお示ししているのは、53 ページでございます。53 ページをお願いします。設備を第三者にまた貸しをするということについて、一度、明示的にこの小委員会でもご議論いただいたところでございます。この場合の基本的な考え方を整理しております。この配電事業者が一般送配電事業者から設備を借り受け、または貸与を受けた設備、これについて、配電事業者 B に対して譲渡ないし貸与を行うということも、条文上は排除されていないところでございます。こうした際に、配電事業が円滑に引き継がれるためにも、A と B の間で適切に引き継ぎ計画が策定されることはもちろん重要でございますし、この先、配電事業者 B も撤退するということが想定されるのであって、その場合であっても、きちんと一般送配電事業者に対して引き継ぎが行われることもまた重要でございます。

このため、2 つの整理をしてはどうかというものでございまして、まず一送から配電 A に対して設備の貸与が行われる場合であって、配電 A が B に引き継ぐといった場合、こうした場合を想定しますと、これは賃借人の地位の移転という考え方に基づきまして、配電事業者 B が新たに一般送配電事業者と共同して引き継ぎ計画を作成していただいて、国の承認を受けるという考え方を適用してはどうかということでございます。この際、地位が移転してございますので、基本的にはこの引き継ぎ計画の中身というのは、一般送配電と、それから配電 A の間で共同で作られていた計画に準じた内容となるといったことが基本となると考えてございます。

一方で、設備の譲渡をするといった場合、つまり一般送から配電 A といった譲渡が行われてしまったもの、これについて A から B に引き継がれるといったことを想定する場合には、今度はそうした地位の移転といった行為がなくなってしまう。このため、こうしたものの転売、これは基本的には認めないという形といたしまして、いったん配電 A から一般送配電事業者に対して設備を引き継ぐ、つまり戻していただいた上で、改めて配電事業者 B が一般送配電事業者と共同して引き継ぎ計画を作成していただいて、国の承認を受けるといった形としてはどうかというふうに考えてございます。

54 ページ、55 ページで、今の 2 つを少し図で示してございます。詳細は割愛させていただきます。

できます。

56 ページ、57 ページが、事業運営のモニタリングでございます。特に、配電事業者が参入していただいて、結果として財務等が悪化して、十分な準備期間のない撤退が行われるといったことが万が一にもありますと、需要家への影響も想定されるところでございます。このため、配電事業者の財務および設備管理の状況というのは、適切にモニタリングをすることが必要であると考えてございます。

財務面につきましては、今は電気事業会計規則で一般送配電事業者に対しては財務諸表の作成を求めていますけれども、それと同様のことを配電事業者に求めているかどうか。また、監視委員会におきましては、配電事業者は、配電部門の収支計算書、社内取引の明細書、固定資産明細表およびインバランス収支計算書の4つの様式の作成および公表といったことがご審議されてございます。また、レベニューキャップがありますので、一般送の託送料金に変更されるたびに、国が配電事業者の託送料金の算定根拠について報告徴収を行った上で、料金水準の審査をするといったことを考えてございます。

また、設備管理につきましては、保安に係る規定は、基本的には配電事業者に係るということで、保安規定に定める頻度を目安に、その設備の適切性について管理をいただくということを考えてございます。

それから、59 ページ、すみません、論点⑤がまたがってしまいましたけれども、引き継ぎ計画の承認、リース料の設定に当たって1点だけ、62 ページをご覧くださいと思います。一般送配電事業エリアと配電事業エリアの間の供給は、基本的には、電気事業法上、振り替え供給という位置付けとなります。他方で、以前の小委員会でも、配電事業エリアをビディングゾーンとして分けてしまいますと、配電事業者が参入するごとに、小売事業者も別BGでこれを管理するといったことも必要になってくるので、これについては将来的な課題ということで、ご審議をいただいたところでございます。そういたしますと、この振り替え供給電力料といった概念が発生しなくなりますので、この精算につきましては、振り替え供給という形ではなくて、リース料の内数としての上位系統費用に含まれるという形で整理をしていってはどうかと考えてございます。

なお、これもさらに細かいですけれども、65 ページ、引き継ぎ計画のリース料の中で、このクリームスキミング防止の措置を講ずるという整理としてございますけれども、配電事業者が白地参入を行う場合には引き継ぎ計画はございませんので、ここについては考え方を準用した私契約の中で取り決めていただくということとしてはどうかという考え方をお示しさせていただいてございます。

66 ページからが、少し毛色の今度違う兼業規制についての論点でございます。

67 ページ、条文の復習からでございますけれども、まず一般送配電事業者は、小売りや発電を営んではならない。ただし、経済産業大臣の認可を受けたときには、これらを営むことができる、こういう条文になってございまして、この条文に基づいて、法的分離、いわゆる発送電分離が一般送配電事業者で行われているわけでございます。一般送配電事業者

は小売りや発電ができないということをもって、分社化がなされたわけでございます。一方で、沖縄電力のように、非常に離島が多いというような自然的条件があるような場合については、経済産業大臣の認可を受けたときは、これを兼業することができるということで、沖縄電力にあつては、現在、兼業が認められていると、こういう運用となっております。この認可は、同条第2項におきまして、一般送配電事業者が維持・運用する電気工作物の総体としての規模、その供給区域の自然的社会的条件を勘案して、電気の使用者の利益を確保するため特に必要であると認める場合にこれを認可するということとされてございます。そして、これらの条文というのは配電事業者にも準用されているというのが、電気事業法の位置付けでございます。

こうした位置付けを前提といたしまして、68 ページ、以前、10 月の小委員会でも、この適用除外基準、どういう場合に認可をし、兼業を認めることができるかといった基準につきましては、一定の規模基準を設けて、その基準を下回る場合には要件を満たすということが考えられるのではないかと。また、自然的社会的条件については、レジリエンスの強化、地産地消の向上、あるいはシステムの効率化などが考えられるのではないかとといったご審議をいただいていたところでございます。今回その具体的な整理の案をご提示したものでございます。

69 ページをご覧くださいと思います。配電事業者も、一般送配電事業者と同様に、その中立性の確保が求められることから、兼業は今のとおり規制がされてございます。一方で、規模が小さい配電事業者においては、そのことによって、かえって運営が非効率となるといったことも考えられるわけでございます。そのため、一定規模未満の配電事業の兼業については、例外的に認めるということが適切ではないかと。この点、例えばEU指令におきましては、10 万軒以上の送配電事業について、兼業が禁止となっております。ただ、これは実際に存在するDSOの事業モデルに配慮されたものでございまして、他方で、欧州の中でも、その営業するDSOのうち、兼業していないDSOは非常に少ないなどということから、この中立性確保の観点の懸念といったご意見もあるところでございまして、例えばフィンランド、オーストリアでは、その基準よりも厳しい5万軒といった基準が設定されてございます。これと、日本の配電用変電所は全国で5,700カ所あるといったときに、おおむね5万軒以下ということも勘案しまして、例えばこの5万軒の基準というのを一つ考えてはどうかというのが、この69 ページでございます。

その上で、70 ページでございます。もう1点、一般送配電事業者の中立性のより一層の確保という観点で、法的分離が行われてきました。こうしたときに、一般送配電事業者のグループ会社が配電事業を営むというのに当たって、小売事業と、あるいは発電事業と兼業するということを認めることになると、一般送配電事業者に対して兼業禁止を行った趣旨が損なわれる可能性があると考えられます。もちろん、供給区域外となりますと、事情は変わってくると考えられますけれども、この点については配慮が必要ではないかと。

これらを踏まえまして、4ポツでございますけれども、配電事業に係る兼業認可の適用除

外といたしましては、配電事業者およびそのグループ会社の供給区域における需要家数の合計が5万軒を超えないこととしてはどうかと。その上で、これは原則としつつということでありまして、米印であります、例えば本土と系統が接続されていない離島などでは、中立性阻害の懸念というものは相対的に低いと考えられますし、また実際に沖縄電力におきましても、5万軒を超える規模でも認可をしているという実績もございますので、こうしたときなど、5万軒を超える場合であっても、そうした自然的社会的条件を勘案して、兼業を認可するという形としてはどうかと。その上で、一般送配電事業者のグループ会社にあつては、営もうとする配電事業の供給区域がその一般送配電事業者の区域内である場合には、兼業を認めないこととしてはどうかという案をご提案させていただくものでございます。

長くなりましたが、最後、以上の議論を大きくまとめたものが、77ページでございます。これで振り返っていただければと思います。

まず、事業を開始する前に当たって、配電事業者、緑のところでございますけれども、申請の準備をいただきます。この際は、系統情報ガイドライン等に基づいて、一般送配電事業者から入手をいただきまして、プロジェクトメークをしていただくと。また、その情報も使っていただいて、自治体等への説明会などを実施していただくと。これらの実績をもって、許可申請をいただく。で、これの内容の審査をしていただいて、国として許可をさせていただくと。許可が出ますと、晴れて電気事業者になりますので、より詳細な情報入手いただきまして、リース料その他のさらなる詳細の事業を練っていただきまして、そのリース料も含めた事業の引き継ぎ計画を作成いただきます。これをまた国の承認申請をいただきまして、承認をすると。これでリース料が決まりますと、託送約款を作ることができるようになりますので、約款を作成いただいて、届け出。これを基準に照らして問題なければ、変更命令は特段出ませんので、これをもって事業の開始をいただくと、こういう業務フローで事業の準備を進めていただければどうかというのが今回のご提案のまとめとなります。ご説明が長くなりましたが、以上でございます。

○山地委員長

どうも説明ありがとうございました。

それでは、今から質疑応答、自由討議の時間といたします。ご質問とかご意見等ございました方は、スカイプのチャットボックスでお知らせいただければと思います。なお、後半もありまして、時間制限ございますので、発言は簡潔にお願いします。また、今回、インターネット配信しておりますので、視聴者の方が聞きやすいようにマイクを近づけてご発言いただくよう、ご協力をお願いいたします。いかがでございましょうか。今のところ、チャットボックスには発言ご希望は出ておりませんが。

水本委員からご発言ご希望ですね。水本委員、お願いいたします。

○水本委員

水本でございます。ご説明どうもありがとうございました。ご説明の冒頭にもあったとおり、当初の導入目的を果たすということがとても重要です。細かい部分の検討においては、

当初の導入目的であるレジリエンス性や安定供給性の向上、電力システムの効率化、再エネ導入促進、地域サービス向上という4つを俯瞰（ふかん）して進めていただけるようお願いいたします。

私からは、配電事業の撤退時のご説明のところにありました事業者の急な撤退について意見を述べさせていただきます。

需要家の不利益にならないように、事業運営のモニタリングをするということであり、また、参入許可の段階で財源基盤の確認等も実施されると思いますが、やはりリスクを補償するために、例えば太陽光の発電事業者に撤去費用の積み立てを義務化しているように、何らか撤退時の修繕費用の積み立てのような措置を講じてはいかがでしょうか。参入要件を厳格化し過ぎて参入の妨げにならない範囲での検討をお願いできればと思います。また、異業種の参入による合理化と効率化を期待しておりまして、これから説明される制度にも関連しますが、参入を阻害するような規制は、他省庁とも連携して、迅速に緩和する体制を構築していただきたいと思います。社会的なコストを低減する可能性を拡大できる制度となることを期待しております。以上です。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

他にはご発言ご希望、チャットボックスには表示されておりませんが、よろしいですかね。

そうすると、今、水本委員からご要望のようなご提案があったわけですが、事務局、ちょっとまとめて対応していただくと。今、秋池委員からご発言ご希望ですから、少し委員の発言をまとめてから、必要に応じて事務局から対応いただきたいと思います。

では、秋池委員、お願いします。

○秋池委員

よろしいでしょうか。

○山地委員長

はい、お願いします。

○秋池委員

気付いたことが2点です。

22ページ、それから26ページにありますように、白地の参入にしても、それから引き継ぎで参入にしても、撤退時に備えた取り決めが実施されるのは非常に重要なことだと思っています。需要家が安心して利用できるような状況であることが大事です。そこで2点あるのですが、撤退時に備えた取り決めのある引き継ぎ計画を提出するといっても、それも絶対ではないと思います。世の中には、契約や計画を履行できないというようなことも起こります。リスクサイドで考えれば、何らかの理由でその事業をしているグループですとか組織の全体の財務状況が悪くなってしまったり、配電事業を手放さざるを得なくなるというようなことが起こることもあると思います。一方、配電事業そのものは、それほど利益率が高い事業ではありませんので、十分な資金が蓄積できていないというようなことも起こり得ると

思います。そういった事態に備えて、傷んだまま引き渡されざるを得なかった場合に、要するに設備も必ずしも十分な状態ではないというような場合に、誰がその傷んだ設備の補修をするのか、そのための資金を誰が支払うのかということ进行らかにしておくことも必要ではないかと思っています。国や自治体が補填（ほてん）するということもあり得ますが、なかなか簡単にそうするわけにもいかないでしょうから、例えば託送料金で回収できるルールにしておくなどの必要もあるのではないかと思います。

それからもう一つは、今までと違うプレーヤーが配電事業をなさるといふときに、これもよくあることですけれども、技術的に異なるものが入って来るといふこともあり得ます。後で他の配電事業者が引き取る、あるいは一送が引き取るというようになるといふことになって、補修をしようとしたときに、何か特殊な設計の機器が使われていたり、何かの図面が残っていないというようになるといふことで、修繕できなくなったりというようになるといふことが起こってもいけませんので、そういったあたりの扱いについても決めておく必要があるのではないかと思います。以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

では次は、大橋委員、お願いいたします。

○大橋委員

ありがとうございます。今回ご提起いただいた配電事業の制度は、しっかり需要家にメリットのある形で運用されないといけないと思っています。撤退を前提として参入する事業者が仮にでもいた場合に、そういう事業者が参入することによるデメリットというのはかなり大きいと思いますので、先ほど秋池委員おっしゃったように、結局、撤退するときはどういうふうな形で引き継ぎされるのかということについての計画は一送と共同して作成するとされていますけれども、そこに係らない部分というのは私契約で運用方法とか業務フローを決められるというふうにもされていると 33 ページ、34 ページ目で理解しましたが、そののところも含めて、しっかり事前に責任の所在、あるいは役割の分界点というものをルール化していくことが望ましくて、結局これは契約の中身の問題になると思いますので、ここは行政およびそれぞれの一送を含む事業者間でしっかり運用のほうをしていただければというふうに思っています。以上です。ありがとうございます。

○山地委員長

ありがとうございます。

他にはご発言ご希望ございませんでしょうか。

廣瀬委員からご発言ご希望です。廣瀬委員、お願いいたします。

○廣瀬委員

ありがとうございます。ご説明ありがとうございました。2点申し上げます。

1点目は、31 ページからの「引き継ぎ計画の承認基準」に関する点です。33 ページに、引継計画の承認基準が6つ示されていまして、その中の⑥に、譲渡・貸与価格が適正に設定

されているということがあげられています。国が引き継ぎ計画を承認する前に、この点もよく見られると思いますが、その際の観点として、一般送配電事業者が配電設備を譲渡したいという意図が強く影響した価格になっていないか、十分に留意していただきたいと思いません。

と申しますのは、今後は一般送配電事業者であっても資金の調達が窮屈になることもあり得ると考えておまして、手元資金の調達のために配電設備を配電事業者に譲渡して現金化したいと考える局面も出てこようかと思えます。そうしますと、60 ページに詳細があります各費用の算定に際しまして、バイアスが掛かる可能性もあるかと思えますので、そこは国が引継ぎ計画を承認される際によく見ていただきたいと思えます。

今申し上げたことは、譲渡した後、事業が始まった後にも関連すると思っております、57 ページに事業運営のモニタリングについてのご説明がありますが、その中で、設備管理面は一般送配電事業者が確認を行うとあります。一般送配電事業者が資金面でタイトな状況であれば、配電事業者の撤退に伴って、一般送配電事業者が配電設備を買い戻すことは避けたいという誘因が働く可能性があります。そうしますと、モニタリングに関しましても、仮に設備のメンテナンスに適切な水準のコストがかけられていないような場合でも、それを容認してしまうことで、配電事業者の損益状況をよく見せようとしてしまう恐れがあるかと思えます。ここは技術的なお話で、難しい面がありますが、当該の一般送配電事業者の以外の目も入るように、何らかの工夫ができればよいのではないかと考えます。

2点目は、66 ページからの「兼業規制の適用除外基準」に関する点です。こちらも撤退の場合に関係するのですが、兼業規制の適用除外となって、発電事業等を手掛けている配電事業者が撤退する際についてです。47 ページの撤退する場合の類型にありますように、一般送配電事業者か他の配電事業者、または配電事業をこれから営もうとする者のいずれかに引き継ぐこととなりますが、結局は一般送配電事業者が引き継ぐということが多いかと思えます。

その場合に、撤退する配電事業者が配電事業以外を兼業していたとすると、それをそのまま引き継いでしまいますと、その一般送配電事業者において兼業が問題となり得ると考えられます。70 ページでグループ会社の場合の整理をいただきましたが、配電事業者の撤退で一般送配電事業者が引き継ぐ場合に、配電事業以外の事業があった場合にどう扱うのか、ここも何らかの整理をお願いしたいと考えます。以上でございます。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

委員の中で、他にご発言ご希望ございませんでしょうか。

委員のほうからは追加ではご発言ご希望ないようですので、オブザーバーの方に回していきたいと思えます。

では、オブザーバーのエネットの野崎さん、お願いいたします。

○野崎オブザーバー

ありがとうございます。私のほうからは、2点コメントをさせていただきます。

1点目は、8ページ目の参入許可から事業開始までのフローについてでございます、1ポツ目に米印で注意書きが付いておりますけれども、事業計画書の説明会の対象として、小売事業者を記載していただいております。小売事業者の場合、供給中のお客さまの託送事業者の変更というのは、私どもの料金回収の実務に影響いたしますので、ぜひ猶予を持った小売事業者への通知ルールというのを設計いただきますようお願いいたします。

それから、2点目でございますけれども、こちらは資料中に記載がない内容で少し恐縮でございますけれども、発電事業者が支払う発電側課金について述べさせていただきますと思います。

4月16日の制度設計専門会合のほうでは、発電BGの代表者が発電者の分を取りまとめて支払うとされておりますけれども、配電事業エリア内の発電者についてはどのような扱いになるのかというところを議論する必要があると思います。もし発電BGの代表者の支払先に配電事業者が新たに追加されるということになりますと、BG代表者のシステム改修等々、負担が生じる場合が想定されております。従いまして、現行どおり、一般送配電事業者への支払いのみを継続できるというのが、実務的には一番負担の小さい方法だというふうに考えておりますので、ぜひともご検討いただければと思います。以上です。よろしくお願ひします。

○山地委員長

ありがとうございます。

次は、表示は電事連、大森さんになっておりますけれども、ご発言ご希望は送配電網協議会の平岩さんですね。平岩さん、お願いいたします。

○平岩オブザーバー

ありがとうございます。

私ども、送配電網協議会は、この4月に電気事業連合会から送配電部門が独立して、新たに設立された組織でして、私は今回からオブザーバーとしてこの小委に参加させていただいております。

配電事業に関しましては、以前の構築小委において、抜け道がないような制度設計が必要という電事連からのコメントがありましたが、今回の事務局資料は、これを踏まえて、詳細に検討いただいたものと理解しており、まずは感謝申し上げます。

今回の整理について、大きな異論はございませんが、4点コメントさせていただきます。

1点目は、論点①、10ページの配電事業を営もうとする者に対する情報提供でございます。一送の持つ情報には、セキュリティー面から、第三者には開示、提示できない類いのものがあり、系統情報ガイドラインにおいては、この点も考慮して、提示できる範囲が定められているものと理解しております。28ページの参入許可時の申請書類については、セキュリティーの観点にも配慮した、バランスを取った記載と考えておりますので、この方向で進めていただければと思います。

2点目は、同じく情報提供、あるいは引き継ぎ計画の災害対応にも関連いたしますが、お客さま情報の取り扱いについてです。お客さまの中には、人工呼吸器を使用されているなど、停電時に命に関わるため、特別な対応が必要な方もいらっしゃいます。配電事業者が参入する際には、こうした方々の情報についても、把握している範囲で、適切に引き継いでいく必要があるかと考えております。

3点目は、配電事業者の保安責任についてでございます。3月22日の経済産業省の電気保安制度ワーキンググループでは、オブザーバーから、現場で働くメンバーとの意見交換の中で書かれた意見として、公衆安全および配電の現場作業者の安全に対する懸念から、一送と配電事業者の設備が混在しないようにしてほしいといった要望がありました。配電の現場で作業される方々の安全に配慮した事業運営になっているかという点についても、参入許可時の審査の観点として、ぜひ入れていただきたいと思っております。

最後でございますが、4点目です。これは限界事例かもしれませんが、理論上は、配電エリアの中に別の配電エリア、もしくは特定送配電ができてくるケースも考えられます。これは、新規参入だけではなくて、配電事業の一部譲渡によっても発生し得るかと思っております。このときに、例えば62ページの事業者間の振り替え供給の精算をどうするのかとか、一般送配電事業者と直接接続しない配電事業者が撤退する場合には誰が引き継ぐのかなど、さまざまなところに波及する可能性もございます。今すぐ発生するわけではございませんが、中長期的に検討が必要な事項として、課題提起させていただきました。引き続き、検討をよろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

他にはいかがでございますでしょうか。よろしいですかね。特にチャットボックス上は、発言ご希望の追加はございません。

いろいろと具体的に課題、あるいはご提案等をいただき、大変ありがたかったと思っておりますが、事務局、何かこの場で対応できるところがありましたらお願いします。いかがでしょう。

○下村室長

委員の皆さまから、大変建設的なご意見をたくさん頂戴して、本当に心より感謝申し上げます。

水本委員、＝秋池＝委員、大橋委員などから、特に撤退時のところについてご指摘をいただきました。ちょっと私も説明を割愛してしまったところは反省をしておりますけれども、36ページをご覧くださいと思います。ここで、引き継ぎ計画にはこうした内容を記載していただくこととしてはどうかということのご提案をさせていただいておりますけれども、この中の安定供給確保の観点の一番下、配電事業者の撤退時に備えた取り決めという中には、設備の返却等の方法、原状回復の内容、貸与設備の価値が著しく下がった場合の求償の内容、第三者譲渡、あるいはまた貸しの取り扱い、先ほど譲渡は駄目ですよといったことも申し上げました。それから、撤退時に備えた保証金の設定、これは水本委員からもご

提案のあったものでございます。こうしたものなどについても、あらかじめ取り決めにいただくということ、これを引き継ぎ計画の中に記載すべき事項という形で位置付け、これを国にもご申請をいただき、私どももその承認の際にチェックをしていくといったことを想定しています。こうした仕組みの下で、本日いただいたようなご指摘も踏まえて、おかしなことになるように、なおかつ一方で、ここでいろんなことを心配し過ぎて、石橋をたたいて壊してしまうことになってはなりませんので、水本委員から最初に指摘のありました、本制度が目指すべき点ということも忘れずに、そこはしっかりバランスを確保しながら運用ができればということを考えてございます。

それから、一般送配電事業者の譲渡に関わる費用のところ、ここについて、余計なバイアスが掛からないようにということで、廣瀬委員からご指摘をいただきました。この点については、37 ページでございますけれども、費用の算定方法につきましては、このAとBというものを基本とするということ、およびより具体的なところについては、今後ガイドラインで定めていくといったことも考えてございます。ご指摘も踏まえて、こうした詳細設計をさらに進めていきたいということを考えてございます。

それから、野崎オブザーバーからは、発電側課金の取り扱いということでご指摘がありました。大変ごもっともなご指摘かと思えます。例えば、この点、FITの普及につきましては、一般送配電事業者にその業務を委託することなどについても想定をしているところでございまして、発電側課金も、基本的には同様の考え方のように取り得るのではないかとということで考えてございますけれども、この点も、発電側課金などの新しい制度も踏まえた配電事業の設計というものは、しっかり進めてまいりたいと考えてございます。

それから、平岩オブザーバーからは、4点コメントをいただきました。その中でも特に、国民の生命に関わる情報といったお話もございました。この点につきましては、その情報の取り扱いのところにおいて、10 ページのところでは、これはもう当然ですけれども、1ポツの①の※3というところで、個人情報保護法に基づく取り扱いが必要と書いてございまして、個人情報保護法におきましては、国民の生命に関わる情報については、個人の情報の同意の取得について適用除外という位置付けがなされているということだと理解をしております。こうした個人情報保護法に基づいた適切な情報の取り扱いということに配慮いただいた上で、情報の提供というのをいただければということを考えてございます。私からは以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。今、事務局からの対応をいただきましたが、本資料1に関する議論として、追加的なご発言ご希望ございましたら、チャットボックスでお示しいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいです……

○秋池委員

すみません、秋池です。

○山地委員長

秋池委員、どうぞお願いします。

○秋池委員

何かちょっとしつこいようでも申し訳ないのですけれども。

問うたことについてお答えをいただいたのですけれども、懸念は、求償するとか、そういう計画があったとしても、それを履行できなくなったときにどうするかということも考えておくべきではないかということをご検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

○山地委員長

ありがとうございます。事務局、いかがですか。ご意見も踏まえて対応を、これで決まったわけじゃないので。

○秋池委員

それで結構です。今日は、お答えいただかなくても結構でございます。ありがとうございます。

○山地委員長

よろしゅうございますかね。

○下村室長

分かりました。ご指摘を踏まえて、検討させていただきます。

○山地委員長

では、そういうことで、お願いします。

では、次の議題に移ってよろしゅうございますでしょうかね。

それでは、次の後半の議題、事務局から資料の2、3、4の説明をお願いいたします。

○下村室長

続きまして、資料の2、3、4、続けてご説明をさせていただければと思います。

まず、資料2をご覧ください。指定区域供給制度、これは平時から特に山間地などで長い距離の配電網が必要になるような区域において、平時からそのリード線を切って、その代わり独立で運用をするということが安定供給および経済合理性の観点から効率的と認められるといった、そういう制度の詳細設計でございます。

前回、3ページの論点のうち、どういう場合に効率的な運営に資すると考えるか、どういう場合に安定供給を阻害する恐れがないと考えるかといったことを中心にご審議いただきました。その残りの論点とその他の論点ということで、今回ご提案したいと思っております。

まず、5ページでございます。前回のご議論の中の効率的な運営に資することという内容の中で、この※1にございます特に指定の申請区域内に、既に電源設備が設置されている場合などについてどう考えるかといった点、この点がまだ論点として残ってございました。

6ページをご覧ください。確かに、この申請区域内に電源設備が設置されており、独立系統化した場合に申請区域外への送電ができなくなりますので、電源設

備者にとって不利益となることが考えられます。一方で、一般送配電事業者は、独立系統化する区域内でも供給力の確保はいずれにしても必要と考えられますので、その電源も活用することも考えられます。このため、一般送配電事業者が独立系統化する区域内の全ての電源、これは計画段階のものも含むわけですが——の設置者との間で買い取りに係る契約が締結できていると、あるいはその見込みがあることと、こういう場合には指定しても差し支えないのではないかという考え方を整理してございます。

それから、8スライド目が、供給約款に係るものでございまして、指定がされた暁には、離島等供給約款における供給条件で電力供給が行われることとなります。この際、当該約款に対象指定地域を追加するといった変更が必要になるということの確認をさせていただいてございます。

それから、11ページ以降が、論点⑦、事業者からの報告内容でございまして、13スライド目をご覧ください。指定を行った後も、仮に指定基準を満たさなくなったような場合には、指定の解除が必要となります。このため、前回のご審議においても、この基準を満たせなくなる恐れがある場合には、事業者から国に申し出ていただくということとしてございますけれども、これもその申し出を待つことなく、定期的に報告徴収の権限に基づいて、その基準の適合性といったものについてご報告をいただくこととしてはどうかと考えてございます。なお、初年度にあっては特に重要と考えられますので、年度終了後には一度このご報告をいただくということとしてはどうかという整理をさせていただいてございます。

続いて、15ページ以降が、配電事業者の供給区域の指定でございまして。これは先ほどの配電事業者の論点とちょっと紛らわしくなってしまうのですが、配電事業は、常時は一般送配電事業者の供給網と接続をされていて、災害なんかが起こったときに独立運用ができると、こういうものでございますが、この指定制度のほうは、常時から独立しているというものでございます。常時から独立しているところにあっても、配電事業は第三者が参入してくるということも十分に想定されるということで、この論点を掲げてございます。

16ページでございまして。電気事業法上、この制度は、一般送配電事業者からの申請に基づき指定を行うという立て付けとされてございます。これは、最終保障供給義務が一般送配電事業者に残っているということから、こういう仕組みとなつてございます。そうありますけれども、配電事業者が事業を行う区域で独立系統化するといったことも十分に考えられますので、こうした場合には、配電事業者と一般送配電事業者において協議を行っていただいた上で、一般送配電事業者からご申請をいただくというフローとしてはどうかという整理をさせていただきます。これ以降、いろいろ書いてございますけれども、基本的には、その指定に当たっては、一般送配電事業者の指定基準と同様の審査を行っていくというふうを考えてございまして、それを配電事業者が行う場合に当てはめるとどう考えるかということ整理したものでございます。この資料については以上でございます。

続いて、資料の3をご覧ください。電気計量制度の合理化に係る論点でござい

ざいます。こちらにつきましては、そもそも何であったかといいますと、こういう分散グリッドを進めていく上で、計量法が一つ課題になるといった論点がございました。現在は、電気の取引を行うに当たっては、計量法に基づく検定を受けている者でなければ取引ができないと、こういう規定になっているわけでありますが、太陽光や電気自動車と、いろいろなものが普及していくときに、そこの柔軟化ができないかと。さもなくば、スマートメーターを2個も3個もくっつけなければならないと、こういう課題があったわけがございます。この点、この経済産業省令で定める基準に従う計量であって、事前に届け出を行っていただくものであれば、その計量法の適用を除外するという形で、法改正が行われたものでございます。

では、この際の基準についてどう考えるかということで、3ページでございますけれども、計量の専門家からなる計量専門委員会で、その基準についてご審議をいただいております。その結果が、この参考資料1で取りまとめられてございます。ここは、省令で定める基準の案および、それだけですとちょっと抽象度が高いということで、それを少し詳細に書いたガイドラインの案ということで、お取りまとめをいただいております。こちらは一度、中間報告させていただいておりますけれども、これが取りまとまりましたので、その結果のご報告およびそれに付随する論点ということで、本日、ご審議をいただければと思っております。

5ページでございます。まず、特定計量の定義でございますけれども、この四角の中、定義といたしましては、リソース等の単位で計量が特定された計量および一定の規模未満の計量という形で考えてございます。

これだけだと少し抽象度が高いということで、6ページをご覧くださいと思います。計量対象が特定された計量というのは一体どういうものかといいますと、例えばパワーコンディショナーで太陽光発電量を計量する場合、これは計量対象が太陽光発電パネルに特定されていると考えられます。また、電気自動車充放電設備で、電気事業者の電気の充放電量を計量する、これも特定がされていると。こういうものを典型例として、特定計量、すなわち計量法の適用除外となる計量を定義するというところでございます。

一方で、右側をご覧くださいますと、では、どういうものが計量対象が特定されていないと観念するかといいますと、一般的な家庭等のスマートメーター、これはいろんなものの計測が行われるわけでございますので、特定されていないと観念して、これは通常の計量法の検定を受けていただくということ、こういう整理を基本と考えてございます。

少しマージナルな論点として、左下、分電盤といったもの、これもスマート分電盤などが開発されてございまして、こうしたものも計量機能を具備しているといったものがございます。こうしたものでも、今の考え方を敷衍（ふえん）にいたしますと、分電盤の分岐先にある太陽光発電量、蓄電池の充放電量、あるいは電気自動車の充電量といった計量対象を特定しているという場合にあっては、その部分について特定計量の対象になると。一方で、右側にありますような、いろんな家電がつながるものと、こういう場合にあっては、この

制度の対象とはならないと、こういったことについて、ガイドラインの中で詳しくお示しをさせていただいております。これが参考資料の1に書いてあることでございます。

続いて、7ページでございます。届け出者、こうした計量を行おうとする者が従うべき基準ということで、7ページには、こうした計量器に係る基準、それから8ページには、こうした計量を行う者に係る基準の一番のエッセンスを記載してございます。詳細は参考1にあるわけでございますけれども、少し事業者の声とともにご説明したほうが分かりやすいので、9ページでその内容をご説明させていただきたいと思っております。

まず、制度全般について、いろんなこうした制度を活用しようとする事業者などにヒアリングを行ってございます。

まず、こうした制度は、既存の分散型リソース等に付随する計量機能が活用できるので、新たに計量器を設置するコスト等がかからず合理的であり、新たな電力取引の拡大に資するのではというご意見をいただいております。

それから、公差（計測精度）にありましては、現行の計量法ですと、使用誤差2%ないし検定誤差3%といった精度が決められてございまして、これに合格か不合格かということ、使える使えないが決まってくるというわけでございますけれども、こちらの基準では、公差を10%の範囲まで、7段階に選択可能であって、等級を示すという形で整理をしております。こういたしますと、新たに計量器を設置する場合と比べて対応コストが低いと。すなわち、取引する電力量が小さい場合には、すごい高級な電力計を付けて取引を行うよりも、金額への影響が小さいと考えられる。こうした取引量に応じて、幅広い精度の計量器を選択できることは大変ありがたい、あるいは合理的であるといったコメントをいただいております。

また、製造メーカーの立場からは、従来は計量器の可否のみの評価であったが、本制度によって精度の良さが新たに評価軸となるということでありまして、私は、より精度のよい計量器を安価に作ることでございますという形で、精度もその競争力の基盤となっていくということが期待できるのではないかといたした声も頂戴をしております。

それから、表示でございます。現行の計量法上では、計量値が計量器にくっついて、その計量器に計量値が表示されなければならないと、こういう形にされているわけでございますけれども、こちらの基準では、分離されたモニター、あるいはスマホ等の端末への表示というのも可能という形で整理をございまして、こうしたものは合理的であるといった評価をいただいております。

それから続いて、10ページでございます。検査方法でございます。計量法では、全ての試験項目が定められているわけでございます。一方で、例えば風雨にさらされたときにも適切計量が行われるかといった試験、これは屋内で「ヒッシュウ」をするという条件が決まっていれば、本当に必要なのかといったことから、必須項目を除いて試験項目を選択可能という形で基準を設計してございます。このような形にすると、必要な試験項目を選択できるので合理的であると。また、必須の試験項目や試験条件が増えると、必要な試験以外にもしな

ければならないので、高コストになってしまうが、こういう形で選択できると、コストの抑制につながるといったご意見をいただいております。

それから、検査主体でございます。計量法は、日電検等の検査主体が決まっているわけですが、基準においては、必要な能力、体制、例えばISOを取得していることなどを確認できれば、検査をしていただくことが可能とされております。こうしたものも、合理的といった評価をいただいております。

あと、使用期間でございます。現行の計量法では10年という使用期間が定められてございまして、その10年タームで計量器の取り換えといったものが必要になるわけでございます。一方で、既存の設備に付随しているような計量機能を使うといった場合には、それらの製品寿命に合わせて設定するといったことも合理的だと考えられますので、こうしたものも、精度がきちんと満たされるといった範囲内で設定いただくことを可能としてございまして、こうしたこともご評価をいただいているというものでございます。

今申し上げた内容を少し詳しく書いたのが11ページ以降に参考資料として載せておりますし、さらに詳細は参考資料1をご覧くださいと思います。

それで、18ページをご覧くださいと思います。以上の定義および基準を踏まえまして、こうした計量を行おうとする事業者等からの届け出内容でございます。2ポツ目でございます。今の基準に従った計量を適切に行っていただくことが可能かどうかといったことの確認というために、特定計量の内容、計量対象や取引規模、どういう計量器を使うのかといった内容、それからその適正を確保するための措置の内容、ここに書いてあるような内容について、事前に届け出をいただくこととしてはどうかと考えてございます。

19ページでございます。そうはいつでも、では、届け出をした後、何をやってもいいかというわけにはまいりませんので、不正な取引を防止する観点から、特定計量の実施の状況、あるいは苦情等の情報について、例えば年に1回程度、定期的にご報告をいただくこととしてはどうかと考えてございます。この中で、何件ぐらい取引を行っていただいているかと、あるいは苦情や異常の件数、これは電気事業法に基づく報告徴収という形で徴収させていただくことを考えてございまして、ここで虚偽なんかがあれば、罰則の対象になるということで、その前提での報告をいただくということを考えてございます。苦情、あるいは異常が大変多いというようなことがあると、われわれは追加で報告徴収させていただいたり、あるいは立ち入り検査なども行うことによって、その状況を確認いたしまして、場合によっては変更命令、措置命令といったものを講ずると、こういった業務フローを考えているわけでございます。20ページに、今申し上げたことが書いてございますけれども、こうした実施状況については、特に制度の運用開始時点においては、適切にフォローアップをしていきたいということを考えてございます。資料3の説明は以上でございます。

最後の資料の4のご説明でございます。これは、前回、電力データの活用についてご審議をいただいたところ、特にその費用の扱いについて、幾つかご意見を頂戴いたしました。そのご意見について、改めて整理をさせていただいております。

特に、費用の扱いにつきまして、3ポツでありますけれども、データの提供先だけの負担となると、ビジネスとして成り立つのかどうかと。あるいは、アカデミックな利用などについてどう考えるのか。一方で、データに対しては慎重な消費者もいるということなので、広く負担を求めるのは難しいのではないかとといった両方のご意見を頂戴したということでございます。

これに対して、前回、私から少し口頭でご説明した内容を、改めて資料にしてご説明させていただきます。

3ページをご覧くださいと思います。まず、データの活用にも大きく2つありまして、1つには、災害等緊急時における電力データ活用でございます。こちらについては、緊急性があるということで、昨年の6月に既に施行をしております。こちらについては、既に一般送配電事業者に対して、災害時に通電情報等の情報を自治体等に提供することについて要請を実施してございまして、また全ての地方公共団体等に対して、この制度の利用について周知を実施させていただいております。こうしたデータ提供につきましては、電気事業の一環と考えられますので、これらのデータの取り出し、あるいは提供のために必要なシステムについては、託送料金の範囲内で措置をするということと整理をさせていただいております。

一方で、4ページでございます。電力データは、電気事業に関わらず、さまざまな社会課題の解決や新たな付加価値の創出も期待ができるということで、さらなるデータ活用の制度、これを来年の4月に施行するという形で法改正が行われたものでございます。こうした活用につきましては、一番下に例示も書いてございますけれども、必ずしも電気事業として行われるものでないこと、またサービスの受益者は、これらの個別のサービスの提供を受けるものであって、必ずしも全ての電気の需要家が個別のサービスを受けるわけではないと。

これは、5ページで改めて図を確認いただければと思います。この電力データの活用に当たっては、その管理に万全を期すため、国が監督をする認定電気使用者情報利用者等協会というところを通じてデータ提供を行うといった仕組みを措置したところでございます。例えば、ここの中で、情報提供先とあります。ここが見守りサービスだったり省エネサービスといった、電力データを使って、さまざまな課題を解決しようと考えられる事業者でございます。こうした事業者は、そのサービスを提供するに当たって、需要家に同意取得の求めを行い、同意があった場合には、その同意された情報に基づく新たなサービス、これを提供し、その便益は当該同意を行った需要家にもたらされるということでございます。従って、受益者負担という考え方から、特に紫色の部分の費用というところについては受益者負担ということで、この情報提供先ないしそのサービスを受ける需要家等というところのご負担ということで、整理してはいかがでしょうかということ、前回ご提案させていただいたものでございます。この整理について、改めて本日ご審議をいただければと思っております。

なお、この際、参考資料の2をご覧くださいと思います。本日、小野委員はご欠席ではございますけれども、特にこの点について意見を頂戴してございますので、ご紹介をさせ

ていただきます。

事務局の整理は一つの考え方である一方で、電力データ活用の公益性をどのような視点で捉えるかによっても、考え方も変わるのではないかと。下線部で申し上げますと、いずれかのサービスは利用する、あるいは将来利用する可能性があると考えられる者が多いと想定される。また、データ利活用は、さまざまな社会課題の解決、ひいては将来の社会の発展につながり得るものであり、前回は指摘したが、直接利益を生まないアカデミアにおけるデータ利用も、その一つであると。こうした公益性も十分に考慮し、データ利活用を促進する観点から、費用負担の在り方についてよりよい方策を検討いただきたいというご意見を頂戴してございます。

こうしたご意見も踏まえて、改めての事務局の提案でございますけれども、本日、ご審議をいただけますとありがたく存じます。私からの説明は以上でございます。

○山地委員長

ご説明どうもありがとうございました。

それでは、これから、今、説明いただいた資料2、3、4に関する質疑応答、自由討議の時間といたします。先ほどと同じでございます。発言ご希望の方はチャットボックスにて意思表示していただければと思います。また、繰り返し申し上げて恐縮ですが、時間制約がございますので、発言は簡潔にお願いいたします。どうぞ遠慮なくお願いいたします。いかがでございましょうか。私が見ている範囲では、まだご発言ご希望者は出てこないんですけれども。特によろしいですかね。指定区域供給制度、それから電気計量制度の合理化、平時の電力データ活用、この3件に関する制度のご提案でしたが。

村上委員、ご発言ご希望ですね。村上委員、お願いします。

○村上委員

ありがとうございます。私からは、最後の資料4の平時の電力データ活用について意見を申し上げます。

前回の委員会では発言しそびれたのですが、チャットでメッセージをお送りしましたように、事務局がご用意くださった考え方に賛成いたします。

小野委員から、改めてデータの公益性だとか、将来はあまねくいろいろな方が利用されると想定されるのではというようなご意見を出されていますが、私は、この個人情報を伴うサービスについては、提供者も受益者も当面の間は非常に限られるものだと思っておりまして、それを開発段階から、全ての消費者、もしくは産業界も含め、全ての需要家に負担をしてもらうようなものではないと考えます。ニーズと感じた消費者やニーズを察知した事業者がコストをかけて開発し、利用して、そこから利用者が広がっていく、いいサービスが広がっていくという段階で、ちゃんと受益者から回収をする、そういう事業なのではないかと考えます。

もう一つ、アカデミアの利用ということも書かれてありましたけれども、アカデミアも何か研究開発をするに当たっては、研究費というものをちゃんと準備して研究をされると思

っております、例えば科研費ですとか、そういう中に、このデータ取得のための経費などを計上して、認定電気使用者情報利用者等協会に支払って、研究を進めていくというのでよろしいのではないかと考えます。以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

この後、秋元委員、ご発言ご希望ということでございますので、秋元委員、お願いします。

○秋元委員

ありがとうございます。すみません、ちょっとしつこいようなんですけれども、最後の平時のデータ活用のところですが、小野委員が示されている資料と感想は同意見なんです、やっぱりこれは非常に、データ活用をすることによって、社会課題を解決していくという要素がものすごく大きくあると思っております、まさにCO₂削減でゼロエミッションを実現していかなければいけないという中では、社会の構造自体を変えなければいけないという問題意識があって、そのためには、こういったデータの活用によって社会構造を変えていくという必要性があり、結果として、いろいろなサービスを実現しながら、CO₂を削減していくというところだと思っております。

それぞれの事業においては、経済、ビジネスの中で、当然ながら、コストを払いながら利益を得ていくということだと思っておりますが、副次的に非常に大きく社会課題の解決につながる可能性があって、そういったショートするようなコストを、便益は本来、別に社会全体にある便益を一部補ってあげなければ、なかなか本来あるべき量が入ってこないという部分があると思っておりますので、私は前回申し上げたとおり、託送料金で見るのが難しいのであれば、補助金のような形で手当する等も含めて考えていくべきではないかというのを改めて申し上げておきたいと思っております。以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

他にはいかがでございますでしょうか。

大橋委員、ご発言ご希望ですね。大橋委員、お願いします。

○大橋委員

ありがとうございます。3つの論点をいただいて、指定区域供給制度の話および電気計量制度の合理化の話、2点については、私はこれの内容で結構だと思っております。とりわけ電気計量制度の合理化については、委員会ですっかり議論していただいて、ある意味こうした制度の中で、計量の制度というか、アキュラシーの観点からの競争を通じてビジネスが活性化する絵姿も示していただいているかなと思っております、大変よい議論をしていただいて、感謝申し上げます。

最後のデータ活用に関してですけれども、冒頭には緊急時のデータの利活用について記していただいて、これはエリアでのデータ管理だと思いますけれども、こうしたシステムで使われているものを平時でもうまく上乗せしながら、システムコストを効率化して運用し

ていただければなという思いでいます。とりわけデータのアカデミックユースに関しては、一般的に電気だけの話じゃないと思います。医療データも含めてだと思えますけれども、基本的な考え方としては、公益性がある観点から、データの利活用の仕方をしっかりモニターするという事は重要だと思いますけれども、自由にある程度一定のそうした規律の中でアカデミックユースで使うというのは、これはもう一般的な考え方なのかなと思っていて、そこはこの電気だけで別のルールを作るというのはちょっと違うかなという感じがします。

公益性の観点での議論ですが、これは公益性をどういうふうに見るかということであるかなと思っています。今いろんな形でデータユースが、ビジネスだけじゃなくて、社会問題の解決につながっているというふうなところを踏まえて見ると、そうした芽をあまりこの電気のデータでつぶしてしまうのはもったいない話だなと思っています。ここの辺りは、協会がしっかりデータの利活用をモニターしていきながらも、社会問題の解決という観点では、電力データがそこに貢献できるという絵姿はしっかりつくっていただければというふうな思いでおります。以上です。ありがとうございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

他にはいかがでございましょうか。大体データ活用に関していろいろとご意見をいただきましたが、特によろしいですかね。

では、事務局のほうで、今いただいたご意見に対して、この場で対応できることがございましたらお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○下村室長

ありがとうございます。特に、データ活用のところについて、少し分かれたご意見を頂戴したものと考えてございます。ここは事務局としてもかなり悩ましく思っている論点であります。両面あるわけでありましてけれども、確かにアカデミックの考え方、あとは平時のデータ活用のところでは、自治体からの見守りとか空き家とか、そういったもので、本当にどれぐらいその原因者負担という中で費用を得ることができるんだろうかというのは、確かにご指摘としてはあり得るだろうと思っていました。

また、きょうは議論が出ませんでしたけれども、例えばコロナで人口がどう増えているか減っているかとか、例えば携帯の情報を使って、よく報道なんかもされますけれども、本当は電力データもそうしたことにも活用できるんだよなということも考えていたりもします。

一方で、この中では、村上委員のご指摘もありましたけれども、もう少しニーズだったりですとか、あと、あるいはこういうデータを使った具体的なユースケースが出てこない中でこの議論をすることの難しさというものも、両面があるかと思っています。従いまして、少しニーズを見極めながら、基本的な考え方はご提案したような形かなとも思いつつも、もう少しニーズを見ながら、柔軟性を持って考えていくといった面も必要ではないかなということも思っております。

ちょっと時間もあるということで、少し感想めいたことを申し上げてしまいましたけれども、本日いただいたご指摘も踏まえまして、どういう整理とするかというものをちょっと改めて検討したいと思います。ご意見いただきまして、ありがとうございます。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

委員、オブザーバーの方から、特にご発言はこれ以上ございませんでしょうか。

私もちょっと感想めいたことを言うと、データ活用のところは、大橋委員も指摘されましたけれども、電力データだけじゃなくて、やっぱりもう少し、今からデジタル社会になっていく中での一般的な問題だという気もします。ただ一方で、電力データを活用できるところは速やかに対応できるような制度に持っていく必要がある。私はそういうふうを考えました。

特にご発言ご希望がなければ、後半の議論もこの辺りでと思いますが、よろしゅうございますか。特に発言のご希望はないようですね。

では、今回も、特に前半の配電事業制度について、非常に活発なご議論いただき、ありがとうございました。大体、建設的なご意見をいただいたとっておきまして、方向性について、今回、後半の議論も含めて、事務局が提示した方向性に関してお認めいただいたのではないかと私は考えております。もちろん、きょう、ご指摘いただいた点もありますけれども、残りの論点というのもございますので、事務局においては引き続き検討を深めていただくようお願いいたします。

それでは、今後について事務局からお願いいたします。

○下村室長

次の開催につきましては、日程が決まり次第、経済産業省のホームページでお知らせいたします。

3. 閉会

○山地委員長

今回は日程が決まり次第、ホームページでお知らせするというところでございます。

それでは、以上をもちまして本日の委員会を閉会いたします。

熱心にご議論いただき、ありがとうございました。

○下村室長

どうもありがとうございました。